

# 医学生向け貸付金制度の改正について

滋賀県健康医療福祉部 医療政策課

令和6年（2024年）10月11日

## □ 旧貸付金制度の概要と課題

### □ 改正内容

- 改正ポイント①: 知事指定に関すること
- 改正ポイント②: 一時中断期間に関すること

### □ キャリア形成プログラムの適用

### □ 遡及適用に係る手続き

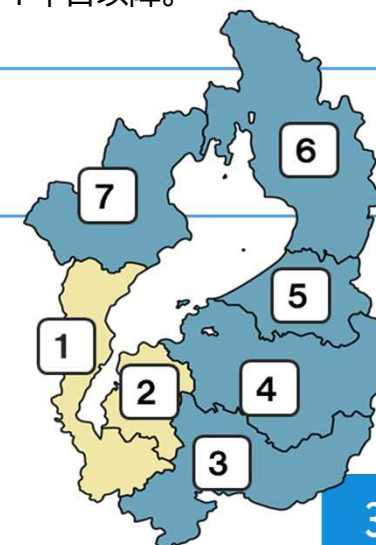
# 旧貸付金制度の概要

	滋賀県医師養成奨学金 (9年間コース)	滋賀県医学生修学資金 (6年間コース)
募集人員	11名 (令和6年度から16名)	6名
貸与対象者	滋賀医科大学医学部に地域枠で入学した者	全国の医学部3回生 (滋賀医大生可)
貸与期間/金額	1年生～6年生 (6年間) 年額180万円 (総額1,080万円)	3年生～6年生 (4年間) 年額180万円 (総額720万円)
県内従事義務 (免除条件)	県内医療機関に <u>9年間勤務</u> すること。  また、 <u>6年目以降の4年間は知事指定医療機関 (原則B群に所在する病院) で勤務</u> すること。	県内医療機関に <u>6年間勤務</u> すること。  また、 <u>5年目以降の2年間は知事指定医療機関 (原則B群に所在する病院) で勤務</u> すること。  ※平成29年度までに新たに貸与を開始した者は5年間。知事指定医療機関での勤務は4年目以降。
キャリア形成Pへの参加	平成30年度以降に新たに貸与を開始した者は、「滋賀県医師キャリア形成プログラム」の参加が義務付け。	

※返還事由に該当する場合は、6か月以内に貸与額元本とその利息 (年率10%) を合計した額を一括返済

A群: 1 大津、2 湖南圏域

B群: 3 甲賀、4 東近江、5 湖東、  
6 湖北、7 湖西圏域



# 旧貸付金制度の課題

## 制度開始時からの状況の変化

制度開始から約10年が経過し、以下のような貸付金制度を取り巻く状況の変化が起こっている。

○新専門医制度の開始(H30) ○キャリア形成プログラムの開始(H30) ○地域枠の定義の明確化(R3)

## 課題①: 知事指定に関すること

勤務先の知事指定の際に、被貸与者の専門研修プログラムによって、指定先が限定される場合があり、被貸与者間で不公平が生じている。

⇒例えば、参加しているプログラムによって、A群(比較的医師が充足している地域)でしか研修が行えないなどの理由により、A群の医療機関のみの勤務で県内従事期間(義務年限)を満了する者が存在する。

## 課題②: 一時中断期間に関すること

一時中断期間の上限設定が、キャリア形成の妨げとなっている。

⇒例えば、旧貸付金制度では、大学院進学で4年+その他の事由で4年(3年)の一時中断を認めているが、産前産後休業を2年間取得した場合、その他県外研修や疾病等の理由により中断可能となる期間が2年(1年)しか残らず、被貸与者の希望に応じたキャリア形成の妨げとなる場合がある。

### 被貸与者の声

○B群勤務が必要であることは理解しているが、様々な都合でA群勤務が必要な時期がある。A群勤務を不算入としても良いので一時的に認めてほしい。

### 医局人事責任者の声

○大学院や海外留学後に研究成果をまとめる時間が必要であるため、一時中断期間を10年に延長してほしい。  
○手技の習得や専門研修プログラムとの兼ね合いで、A群勤務させたい時期があるため、一時中断期間における自由度を高めてほしい。

**制度本来の目的である「医師確保」を実現するため制度改正を行い、県内従事期間(義務年限)満了後も長く県内に定着する医師の増加を図る。**

- 旧貸付金制度の概要と課題
- 改正内容
  - 改正ポイント①: 知事指定に関すること
  - 改正ポイント②: 一時中断期間に関すること
- キャリア形成プログラムの適用
- 遡及適用に係る手続き

# 改正ポイント①: 知事指定に関すること

	【新】	【旧】
滋賀県医師養成奨学金 (9年間コース)	<p>臨床研修を除く7年間のうち、次のいずれかで4年以上勤務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① B群に所在する県内の病院</li> <li>② 県内の診療所（総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設・連携施設とされている診療所、在宅療養支援診療所に限る）</li> <li>③ 県内の行政機関（公衆衛生医師として勤務する場合に限る）</li> </ol> <p>県内の臨床研修基幹施設</p> <p>県内従事期間中継続して「キャリア形成プログラム」に参加</p>	<p>知事指定期間（4年） 原則、県内のB群病院 ※地対協で認められればA群病院も可</p> <p>県内の臨床研修基幹施設</p> <p>県内従事期間中継続して「キャリア形成プログラム」に参加</p>
滋賀県医学生修学資金 (6年間コース)	<p>臨床研修を除く4年間のうち、次のいずれかで2年以上勤務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① B群に所在する県内の病院</li> <li>② 県内の診療所（総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設・連携施設とされている診療所、在宅療養支援診療所に限る）</li> <li>③ 県内の行政機関（公衆衛生医師として勤務する場合に限る）</li> </ol> <p>県内の臨床研修基幹施設</p> <p>県内従事期間中継続して「キャリア形成プログラム」に参加</p>	<p>知事指定期間（2年） 原則、県内のB群病院 ※地対協で認められればA群病院も可</p> <p>県内の臨床研修基幹施設</p> <p>県内従事期間中継続して「キャリア形成プログラム」に参加</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>臨床研修を除いた7年（4年）のうち、必ずB群病院等で4年（2年）以上勤務</b></li> <li>➢ 臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年（2年）を超えて、A群病院で勤務する場合は、当該期間は一時中断とし、県内従事期間（義務年限）にカウントしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>6年目（5年目）以降の4年間（2年間）は、知事指定医療機関（原則B群病院）で勤務</b></li> <li>➢ 例外として、地域医療対策協議会で認められた場合は、A群であっても県内従事期間（義務年限）に算入する。</li> </ul>

# 改正ポイント②: 一時中断期間に関すること

- 県内従事期間（義務年限）に算入されないが、以下の理由による一時中断が可能
- 医師のキャリアの多様化を踏まえ、**赤字下線箇所**を改正
  - ・ 「滋賀県医師養成奨学金」と「滋賀県医学生修学資金」で一時中断できる上限年数を統一
  - ・ 一時中断の上限年数を引き上げ（産前産後休暇・育児休暇は無制限に）

【新】 上限年数	理由 (新貸付金制度の表記)	【旧】 上限年数
<b>無制限</b>	①産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき	
<b>通算10年</b>	②大学院（医学を履修する課程に限る）に在籍しているとき ※返還免除対象施設で常勤医として診療業務等に従事しながら在籍している場合は中断にならない	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別枠で4年</div> 奨学金：通算4年 修学資金：通算3年
	③返還免除対象施設以外の医療機関等（海外の医療機関、研究所を含む）で医療に関する研修（臨床研修を除く）を受けているとき	
	④医療に関する研究のために海外へ留学しているとき	
	⑤疾病・負傷その他の事由により診療業務等に従事していないとき	
	<b>⑥県内臨床研修病院の採用試験に不合格となり、県内で臨床研修を受けることができず、やむを得ず県外で臨床研修を受けているとき（新設）</b>	
<b>うち 合計4年</b>	⑦返還免除対象施設以外の医療機関等で診療業務等に従事しているとき ※医療に関する研修を受けている場合を除く（当該場合は上記③に該当）	
	<b>⑧臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年（2年）を超えて、A群病院で診療業務等に従事しているとき</b>	<b>（新設）</b>

# 新貸与金制度の適用範囲

奨学金・修学資金どちらの被貸与者も、キャリア形成プログラムが適用される者であって、かつ、令和6年度から2年間の臨床研修を受けながら、今後、自分の進みたい専門分野を決めることができる者に遡って適用する。

資金名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8～
奨学金				■	大学医学部					臨床研修	専門研修	
修学資金					■	大学医学部				臨床研修	専門研修	

■■■■ 遡及適用      ■■■■ 基準時点

キャリア形成プログラム義務適用（H30～）

## 遡及適用対象者※1

滋賀県医師養成奨学金（9年間コース）：平成30年度以降に新たに貸与を開始した者  
→2年生 ～ 臨床研修1年目※2

滋賀県医学生修学資金（6年間コース）：令和2年度以降に新たに貸与を開始した者  
→4年生 ～ 臨床研修1年目※2

※1 被貸与者本人および連帯保証人が遡及適用について同意した場合に遡及適用する（後述）。

※2 留年等により進級・卒業が遅れた被貸与者はこの限りでない。

□ 旧貸付金制度の概要と課題

□ 改正内容

- 改正ポイント①: 知事指定に関すること
- 改正ポイント②: 一時中断期間に関すること

□ キャリア形成プログラムの適用

□ 遡及適用に係る手続き

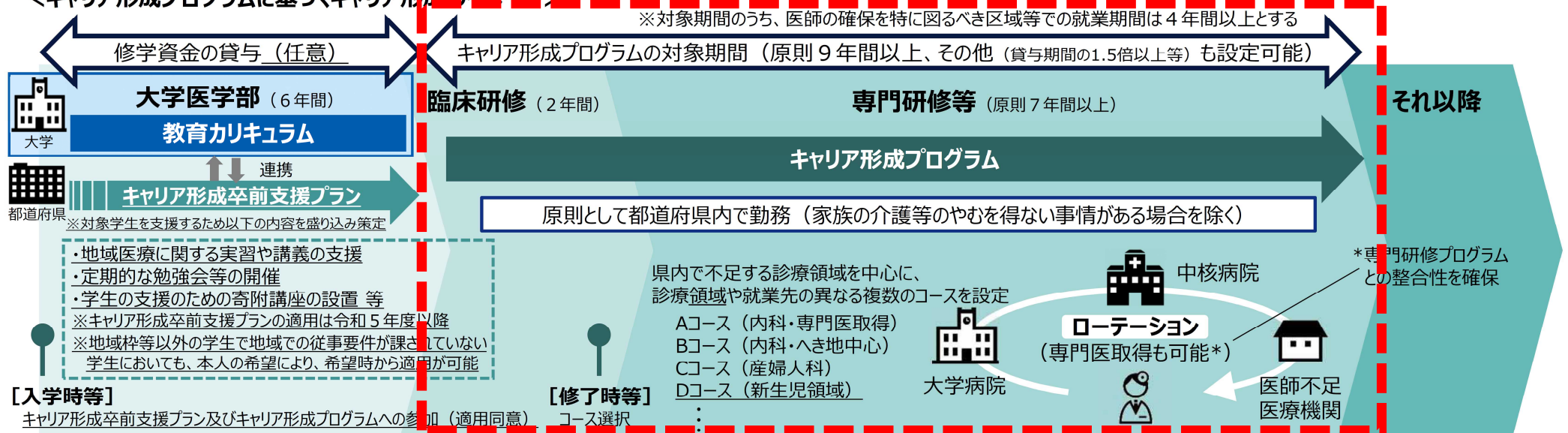
# キャリア形成プログラムについて（改正の内容）

※改正箇所は下線

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

## ＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



## ＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- ・ 地域枠を卒業した医師 = 奨学金・修学資金の被貸与者
- ・ 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- ・ 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療介護総合確保基金の活用が可能

## ＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する

※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する

※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

## つまり、「キャリア形成プログラム」とは…

- ✓ 奨学金・修学資金の被貸与者が、“県内従事期間（義務年限）の満了”と“キャリア形成（専門医資格の取得等）”を両立できるような、キャリアパス（（一社）日本専門医機構が認定する専門研修プログラム等）を明示したもの。
- ✓ 平成30年度以降に新たに貸与を開始した者は、必ず参加する必要がある。

# キャリア形成プログラムに掲載される専門研修プログラム

	【新】	【旧】
滋賀県医師養成奨学金 (9年間コース)	<p>臨床研修を除く7年間のうち、次のいずれかで4年以上勤務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① B群に所在する県内の病院</li> <li>② 県内の診療所（総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設・連携施設とされている診療所、在宅療養支援診療所に限る）</li> <li>③ 県内の行政機関（公衆衛生医師として勤務する場合に限る）</li> </ol>	<p>A群 B群 A・B群どちらでも可</p> <p>知事指定期間（4年） 原則、県内のB群病院 ※地对協で認められればA群病院も可</p>
滋賀県医学生修学資金 (6年間コース)	<p>臨床研修を除く4年間のうち、次のいずれかで2年以上勤務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① B群に所在する県内の病院</li> <li>② 県内の診療所（総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設・連携施設とされている診療所、在宅療養支援診療所に限る）</li> <li>③ 県内の行政機関（公衆衛生医師として勤務する場合に限る）</li> </ol>	<p>知事指定期間（2年） 原則、県内のB群病院 ※地对協で認められればA群病院も可</p>
キャリア形成P掲載条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>臨床研修を除いた7年（4年）のうち、B群病院等で4年（2年）以上勤務できる。</u></li> <li>➤ 臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年（2年）を超えて、A群病院で勤務する専門研修プログラムも参加可能（当該期間は一時中断扱い）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>必ず6年目（5年目）以降の4年間（2年間）は、知事指定医療機関（B群病院）で勤務できる。</u></li> <li>※ 地域医療対策協議会で認められた場合は、A群病院勤務も可能だが、あくまで“例外”であるため、知事指定期間中にA群病院勤務となる専門研修プログラムは参加不可</li> </ul>

ローテートの関係上、知事指定期間中にA群病院勤務となる専門研修プログラムがキャリア形成プログラムに掲載できるように！

# キャリア形成プログラムの適用イメージ

	【新】	【旧】
構成イメージ	<p>キャリア形成プログラム (新制度ver)</p> <p>〇〇病院 〇〇科コース</p> <p>××病院 ××科コース</p> <p>➤ 専門研修プログラムごとの複数コースの設定を廃止 (コース=専門研修プログラムを指す)</p>	<p>キャリア形成プログラム (旧制度ver)</p> <p>〇〇病院 〇〇科プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本コース</li> <li>・地域医療コース</li> <li>・大学院コース</li> </ul> <p>××病院 ××科プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本コース</li> <li>・地域医療重視コース</li> <li>・大学院進学コース</li> </ul> <p>➤ 専門研修プログラムごとに「基本となるプログラム」を作成し、それぞれに複数コースを設定</p>
適用方法	<p>① 奨学金・修学資金の貸与を受けようとする者に対し、卒業後にプログラムの適用を受けることについて、書面により同意を求める (入学手続き時)。</p> <p>② プログラム適用対象者は、臨床研修2年目の9月までに志望する診療科とコースを選択する。</p> <p>③ キャリサポは、プログラム適用対象者のキャリア形成を支援するため、定期的に面談を実施するとともに、将来の進路に関する希望等について確認・助言を行う。</p> <p>④ キャリサポは、プログラム適用対象者が選択したコースにおいて、県内医療機関等での研修・勤務とキャリア形成が両立できるよう、必要な調整やサポートを行う。</p>	

# 4

- 旧貸付金制度の概要と課題
- 改正内容
  - ・ 改正ポイント①: 知事指定に関すること
  - ・ 改正ポイント②: 一時中断期間に関すること
- キャリア形成プログラムの適用
- 遡及適用に係る手続き

# 遡及適用に係る手続き

	滋賀県医師養成奨学金 (9年間コース)		滋賀県医学生修学資金 (6年間コース)
	2～6年生	臨床研修1年目	
10月	県から滋賀医大務課に同意確認書を送付 →学務課から被貸与者本人に配布	県から被貸与者本人に同意確認書を郵送	
11月	同意・不同意を選択し、被貸与者本人および連帯保証人の署名捺印のうえ、 <u>学務課に提出</u>	同意・不同意を選択し、被貸与者本人および連帯保証人の署名捺印のうえ、 <u>県に郵送</u>	

## 【お問い合わせ先】

滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 医療人材確保係 中尾・横川

TEL:077-528-3613

E-mail:ef00070@pref.shiga.lg.jp